

千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例

平成二十年七月十八日
条例第二十七号

改正 平成二一年 七月一七日条例第六五号 平成二五年一月二六日条例第六四号
平成二九年 三月 七日条例第一四号 平成三〇年 三月二三日条例第二五号
平成三〇年一月二八日条例第六一号

千葉県総合スポーツセンターの管理等に関する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、千葉県総合スポーツセンター（射撃場を除く。以下「センター」という。）の管理を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることに関し必要な事項を定めるものとする。

（指定管理者による管理）

第二条 千葉県教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、教育機関設置条例（昭和三十二年千葉県条例第四号）第十六条に規定する目的を効果的に達成するため、センターの管理を指定管理者に行わせるものとする。

一部改正〔平成二一年条例六五号〕

（業務の範囲）

第三条 指定管理者が行う業務の範囲は、教育機関設置条例第十八条に掲げる業務（これらの業務に関し必要な利用の許可を含む。）とする。

（管理の基準）

第四条 センターの管理の基準については、千葉県教育委員会規則で定める。

（職員）

第五条 指定管理者がセンターの管理を行う期間に限り、教育機関設置条例第二十五条の規定にかかわらず、センターに同条の職員を置かないことができる。

（利用料金）

第六条 センターを利用しようとする者は、指定管理者にその利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を支払わなければならない。

2 指定管理者は、利用料金を自己の収入として収受する。

3 利用料金の額は、別表に掲げる額の範囲内において指定管理者が定める額とする。

4 指定管理者は、前項の規定により利用料金の額を定めようとするときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。その額を変更しようとするときも、同様とする。

（利用料金の支払の時期）

第七条 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなければならない。

（利用料金の免除）

第八条 指定管理者は、知事の承認を受けて定めた基準により、利用料金の全部又は一部を免除することができる。

（利用料金の返還）

第九条 支払われた利用料金は、返還しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（教育委員会による管理）

第十条 教育委員会は、指定管理者の指定を受けるものがないとき、指定管理者を指定することができないとき、又は地方自治法第二百四十四条の二第十一項の規定により指定管理者の指定を取り消し、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じたときは、第二条の規定にかかわらず、指定管理者を指定し、又は当該停止の期間が終了するまでの間、臨時にセンターの管理の業務の全部又は一部を行うものとする。

2 前項の場合（業務の一部の停止を命じたことによる場合にあつては、当該停止を命じた業務に利用料金の収受が含まれるときに限る。）において、センターを利用しようとする者は、第六条の規

定にかかわらず、別表に掲げる額の範囲内において知事が定める使用料を納入しなければならない。ただし、当該利用について同条第一項の規定による利用料金を支払っている場合は、この限りでない。

- 3 前項本文の場合における第七条から前条まで及び別表の規定の適用については、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「知事」と、第七条から前条までの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第八条中「知事の承認を受けて定めた基準」とあるのは「使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）第五条第三項の規定の例」と、同表中「第六条第三項」とあるのは「第十条第二項」と、「利用料金の」とあるのは「使用料の」と、「利用料金（）」とあるのは「使用料（）」とする。
- 4 知事は、特に必要があると認めるときは、使用料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。
- 5 使用料を納入すべき者が当該使用料を納入すべき期限までに納入しない場合においては、県税の例により延滞金を徴収する。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を免除することができる。
- 6 県民の日を定める条例（昭和三十九年千葉県条例第三号）に規定する県民の日その他知事が定める場合において、センターの施設で知事が定めるものに係る使用料については、第二項本文の規定にかかわらず、これを徴収しない。
- 7 偽りその他不正の行為により使用料の徴収を免れた者に対しては、その徴収を免れた金額の五倍に相当する金額（当該五倍に相当する金額が五万円を超えないときは、五万円とする。）以下の過料に処する。
- 8 第一項の規定により教育委員会が管理の業務の全部又は一部を行った後指定管理者が当該業務を行うこととなった場合における第六条第一項の規定の適用については、同項中「ならない」とあるのは、「ならない。ただし、当該利用について第十条第二項本文の規定による使用料を納入している場合は、この限りでない」とする。

追加〔平成二一年条例六五号〕

（委任）

第十一条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、千葉県教育委員会規則で定める。

一部改正〔平成二一年条例六五号〕

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。
（使用料及び手数料条例の一部改正）
- 2 使用料及び手数料条例（昭和三十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。
別表第一中総合スポーツセンターの項を削る。
別表第三中総合スポーツセンター売店使用料の項を削る。
別表第四中総合スポーツセンター（スポーツ科学センターを除く。）の項を削る。

附 則（平成二十一年七月十七日条例第六十五号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成二十五年十二月二十六日条例第六十四号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。（後略）
附 則（平成二十九年三月七日条例第十四号）
この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。
附 則（平成三十年三月二十三日条例第二十五号）
この条例は、平成三十年四月一日から施行する。
附 則（平成三十年十二月二十八日条例第六十一号抄）
（施行期日）

- 1 この条例は、平成三十一年十月一日から施行する。（後略）
別表（第六条第三項）

利用料金の名称	区分				単位	額の範囲	
スポーツ科学センター利用料	トレーニングルーム	専用使用	第一トレーニングルーム	入場料を徴収しない場合	県内の中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに相当する者として知事が定める者が教職員の指導の下にする利用（以下「生徒引率利用等」という。）以外の利用	二時間までにつき	二万二千元以内
					生徒引率利用等	二時間までにつき	一万千円以内
				入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合	二時間までにつき	二十二万円以内	
			第二トレーニングルーム	入場料を徴収しない場合	生徒引率利用等以外の利用	二時間までにつき	八千五百円以内
					生徒引率利用等	二時間までにつき	四千二百四十円以内
				入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合	二時間までにつき	八万五千六十円以内	
		共同使用	第一トレーニングルーム 第二トレーニングルーム	一般	普通利用料金	一人二時間以内	三百六十円以内
						二時間を超え三十分を増すごとに	九十円以内
					回数利用料金	一人二時間以内の利用十一回分につき	三千六百円以内
				中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに相当する者として知事が定める者	普通利用料金	一人二時間以内	二百円以内
						二時間を超え三十分を増すごとに	五十円以内
					回数利用料金	一人二時間以内の利用十一回分につき	二千元以内
研修室	第一研修室	県内の小学校の児童並び		午前九時か	六千二百四		

		に中学校及び高等学校の生徒並びにこれらに相当する者として知事が定める者が教職員の指導の下にする利用並びに県内の幼児が保護者又は責任者の引率の下にする利用（以下「引率利用等」という。）以外の利用	ら午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで	十円以内 六千二百四十円以内 七千四百八十円以内
		引率利用等	午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで	三千百十円以内 三千百十円以内 三千七百四十円以内
	第二研修室 第四研修室	引率利用等以外の利用	午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで	千六百元以内 千六百元以内 千九百三十円以内
		引率利用等	午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで	八百円以内 八百円以内 九百六十円以内
	第三研修室	引率利用等以外の利用	午前九時から午後一時まで 午後一時から午後五時まで 午後五時から午後九時まで	千三百九十円以内 千三百九十円以内 千六百七十円以内
		引率利用等	午前九時から午後一時まで 午後一時か	六百九十円以内 六百九十円

				ら午後五時 まで 午後五時か ら午後九時 まで	以内 八百三十円 以内
多目的ア リーナ	専用使用	入場料を 徴収しな い場合	引率利用等以外の利用	昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	四千円以内 二千三百九 十円以内
			引率利用等	昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	千九百九十 円以内 千百九十円 以内
		入場料を徴収して利用し、又は営利 を目的とする催物に利用する場合	昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	四万百十円 以内 二万三千九 百八十円以 内	
	共同使用	一般	一人一時間 までにつき	百円以内	
		小学校の児童並びに中学校及び高等 学校の生徒並びにこれらに相当する 者として知事が定める者並びに幼児 (以下「児童生徒等」という。)	一人一時間 までにつき	五十円以内	
(摘要) 第一研修室の二分の一のみを利用する場合及び多目的アリーナの二分の一のみを利用する場合（専用使用の場合に限る。）の利用料金の額の範囲は、表に定める額の範囲内において指定管理者が定める額の二分の一の額以内とする。					
多目的アリーナ冷暖房設備				一時間まで につき	千五百十円 以内
体力等測定			一般体力等測定	一人一回に つき	千三十円以 内
			専門体力等測定	一人一回に つき	八千六十円 以内
陸上競技 場利用料	専用使用	入場料を徴収しな い場合	引率利用等以外の利用	二時間まで につき	三千八百八 十円以内
			引率利用等	二時間まで につき	千七百円以 内
		入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とす る催物に利用する場合	二時間まで につき	七万七千七 百三十円以 内	
	共同使用	一般	一人一時間 までにつき	七十円以内	
児童生徒等		一人一時間 までにつき	四十円以内		
第二陸上 競技場利 用料	専用使用	入場料を徴収しな い場合	引率利用等以外の利用	二時間まで につき	千百九十円 以内
			引率利用等	二時間まで	五百十円以

		陸上競技場と併用するとき。	引率利用等以外の利用	につき 二時間までにつき	内 七百十円以内	
			引率利用等	につき 二時間までにつき	三百円以内	
	共同使用	一般		一人一時間までにつき	七十円以内	
		児童生徒等		一人一時間までにつき	四十円以内	
野球場利用料	入場料を徴収しない場合		引率利用等以外の利用	二時間までにつき	二千九百円以内	
			引率利用等	二時間までにつき	千二百七十円以内	
	入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		二時間までにつき	五万八千二百三十円以内		
	スコアボード		一試合につき	八百二十円以内		
軟式野球場利用料 ソフトボール場利用料	入場料を徴収しない場合		引率利用等以外の利用	一面二時間までにつき	六百九十円以内	
			引率利用等	一面二時間までにつき	二百九十円以内	
	入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		一面二時間までにつき	一万四千三十円以内		
庭球場利用料	入場料を徴収しない場合		引率利用等以外の利用	一面二時間までにつき	四百九十円以内	
			引率利用等	一面二時間までにつき	二百十円以内	
	入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		一面二時間までにつき	一万五十円以内		
サッカー・ラグビー場利用料	入場料を徴収しない場合		引率利用等以外の利用	一面二時間までにつき	千四百十円以内	
			引率利用等	一面二時間までにつき	六百十円以内	
	入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		一面二時間までにつき	二万八千四百八十円以内		
体育館利用料	第一競技場		入場料を徴収しない場合	引率利用等以外の利用	昼間二時間までにつき 夜間一時間までにつき	三千五百五十円以内 二千百二十円以内
				引率利用等	昼間二時間までにつき 夜間一時間	千五百五十円以内 九百二十円

					までにつき	以内		
			入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	七万二千二百 三十円以内 四万二千七 百三十円以 内		
第二競技場	入場料を徴収しない場合	引率利用等 以外の利用			昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	千百円以内 六百五十円 以内		
					引率利用等	昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	四百七十円 以内 二百七十円 以内	
		入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	二万二千円 以内 一万三千二 百円以内			
会議室	入場料を徴収しない場合	引率利用等 以外の利用			昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	六百三十円 以内 三百七十円 以内		
					引率利用等	昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	二百六十円 以内 百五十円以 内	
		入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		昼間二時間 までにつき 夜間一時間 までにつき	一万二千七 百七十円以 内 七千五百三 十円以内			
第一競技場及び第二競技場暖房設備					二時間まで につき	五千六百二 十円以内		
弓道場利用料	専用使用	近的射場	入場料を徴収しない場合		引率利用等 以外の利用	二時間まで につき	千百六十円 以内	
						引率利用等	二時間まで につき	四百九十円 以内
				入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		二時間まで につき	二万三千二 百五十円以 内	
	共同使用	一般	遠的射場	入場料を徴収しない場合		引率利用等 以外の利用	二時間まで につき	六百九十円 以内
							引率利用等	二時間まで につき
				入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合		二時間まで につき	一万四千三 十円以内	

				までにつき	
		児童生徒等		一人一時間 までにつき	四十円以内
武道館利 用料	第一道場	入場料を徴 収しない場 合	引率利用等 以外の利用	昼間二時間 までにつき	三千二百三 十円以内
				夜間一時間 までにつき	千九百四十 円以内
			引率利用等	昼間二時間 までにつき	千四百十円 以内
				夜間一時間 までにつき	八百四十円 以内
		入場料を徴収して利用し、 又は営利を目的とする催 物に利用する場合	昼間二時間 までにつき	六万四千九 百五十円以 内	
			夜間一時間 までにつき	三万八千九 百六十円以 内	
	第二道場	入場料を徴 収しない場 合	引率利用等 以外の利用	昼間二時間 までにつき	千六百元以 内
				夜間一時間 までにつき	九百五十円 以内
			引率利用等	昼間二時間 までにつき	六百九十円 以内
				夜間一時間 までにつき	四百十円以 内
	入場料を徴収して利用し、 又は営利を目的とする催 物に利用する場合	昼間二時間 までにつき	三万二千二 百六十円以 内		
		夜間一時間 までにつき	一万九千二 百七十円以 内		
第一会議室 第二会議室	入場料を徴 収しない場 合	引率利用等 以外の利用	昼間二時間 までにつき	五百三十円 以内	
			夜間一時間 までにつき	三百十円以 内	
		引率利用等	昼間二時間 までにつき	二百二十円 以内	
			夜間一時間 までにつき	百三十円以 内	
	入場料を徴収して利用し、 又は営利を目的とする催 物に利用する場合	昼間二時間 までにつき	一万八百八 十円以内		
		夜間一時間 までにつき	六千四百八 十円以内		
冷暖房設備	第一道場		一時間まで につき	二千三百四 十円以内	
	第二道場		一時間まで	七百十円以	

			につき	内
宿泊研修 所利用料	宿泊施設	一般	一人一泊に つき	千百五十円 以内
		小学校の児童並びに中学 校及び高等学校の生徒並 びにこれらに相当する者 として知事が定める者	一人一泊に つき	四百七十円 以内
	研修室	大ホール	午前九時か ら午後一時 まで	二千五百六 十円以内
			午後一時か ら午後五時 まで	二千五百六 十円以内
			午前九時か ら午後五時 まで	三千八百六 十円以内
午後五時か ら午後九時 まで	三千八百六 十円以内			
		午前九時か ら午後九時 まで	七千七百三 十円以内	
		第一研修室 第二研修室 第三研修室 第四研修室	午前九時か ら午後一時 まで	千円以内
			午後一時か ら午後五時 まで	千円以内
			午前九時か ら午後五時 まで	千五百四十 円以内
			午後五時か ら午後九時 まで	千五百四十 円以内
			午前九時か ら午後九時 まで	三千九十円 以内
		和室各室	午前九時か ら午後一時 まで	千二百七十 円以内
			午後一時か ら午後五時 まで	千二百七十 円以内
			午前九時か ら午後五時 まで	千九百二十 円以内
			午後五時か ら午後九時 まで	千九百二十 円以内

			午前九時から午後九時まで	三千八百五十円以内
	<p>(摘要)</p> <p>宿泊施設利用団体が研修室を利用する場合の利用料金の額の範囲は、昼間にあつては午前九時から午後五時までの利用に係る額の範囲内において指定管理者が定める額の二分の一の額以内とし、夜間にあつては午後五時から午後九時までの利用に係る額の範囲内において指定管理者が定める額の二分の一の額以内とする。</p>			
売店利用料	運動施設内に設置された売店施設により物品の販売をする場合	四月から十月まで	一箇所一月につき	九千七百二十円以内
		十一月から翌年三月まで	一箇所一月につき	七千七百七十円以内
	運動施設内において仮設の売店により物品の販売をする場合		一箇所一日につき	千百五十円以内
	運動施設内において販売員により移動して物品の販売をする場合		一人一日につき	千百五十円以内
園地等利用料	運動施設外において仮設の売店により物品の販売をする場合		一平方メートル一日につき	百二十円以内
	運動施設外において業としての写真撮影を行う場合		一人一日につき	八百六十一円以内
	運動施設外において業としての映画撮影を行う場合		一日一件につき	一万七千六百円以内
	運動施設外において競技会、展示会その他これらに類する催しを行う場合		一平方メートル一日につき	十五円以内
	(摘要) 一平方メートル未満の端数は、一平方メートルとみなす。			
器具利用料	センター内で利用する場合	椅子又は机	一脚一日につき	三十円以内
	センター外で利用する場合	スポーツ用具(椅子及び机を含む。)	一点又は一式一日につき	三十円以上三千二百円以内

備考

- 一 昼間とは午前九時から午後五時までとし、夜間とは午後五時から午後九時までとする。
- 二 入場料を徴収する場合で報酬を得ることを目的としないスポーツに利用するときの利用料金(スポーツ科学センター利用料を除く。)の額の範囲は、入場料を徴収して利用し、又は営利を目的とする催物に利用する場合の額の範囲内において指定管理者が定める額の十分の一の額以内とする。

一部改正〔平成二五年条例六四号・二九年一四号・三〇年二五号・六一号〕